

浪江町居住制限区域の米の配布自粛を求める意見書

他町では、昨年、全量廃棄を前提にした試験栽培を避難指示解除準備区域で行い、食品の基準値を下回り玄米1^{kg}当たり17～18ベクレルであることを確認したうえで、今年、出荷販売を目的とした米の実証栽培をしています。

浪江町では、帰還困難区域の次に放射線量が高い居住制限区域で試験栽培を開始し、米が食品の基準値（1^{kg}当たり100ベクレル）を下回れば、イベント等で配布するなど風評被害の払拭に役立てようとしています。

浪江町は全袋全量検査体制による食品の基準値（1^{kg}当たり100ベクレル）以下であれば出荷販売してもいいと判断しているようですが、米消費者の立場からすると安易な対応であります。居住制限区域の米については、他町のように段階を経た慎重な対応をしなければ県産米全体が風評被害を蒙らないとは言えません。

いつ帰還が可能なのか見通せない居住制限区域で、少ない線量とはいえ外部被ばくしながらの農作業であることを認識し、食の安全について慎重な対応をしていただきたい。

よって、下記事項について堅持すること。

- 1、浪江町の居住制限区域の米をイベント等で不特定多数に配布することについては、風評被害の払拭を目的としているものかえって逆効果になり新たな問題が生じる可能性があるため、自粛すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月17日

福島県双葉郡浪江町議会

浪江町長 馬場 有 様